

東 浦 町

環 境 配 慮 指 針

手 引 書

～ 事 業 者 編 ～

《環境配慮指針の策定にあたって》

1) はじめに・・・

東浦町は平成 9 年に「東浦町の環境基本条例」を、平成 12 年には「東浦町の環境を守る基本計画」を制定して環境保全活動を推進してきました。住民意識の変化や都市成長の変化などから、平成 23 年 4 月に基本計画を改定しました。

事業活動における環境配慮は重要であり、特に最近では、事業活動における環境保全活動を公開することなどが求められています。

大手企業や特定事業者は環境配慮促進法に基づき環境報告書を作成し、さらに国際環境規格 ISO シリーズを取得するなど、環境保全活動に対して積極的な取り組みが行われています。

2) 環境配慮指針とは・・・

環境配慮指針とは、事業を展開している東浦町の環境を守り育てていくために取り組む行動を集成したもので、環境保全活動が自主的に行われるための指針です。

3) 環境配慮指針の目的とは・・・

環境配慮指針は、事業者がより自主的かつ積極的に環境配慮への取り組みを行うことにより、東浦町の環境像である「みんなでつくろう！環境を大切にするまち・ひがしうら」を達成することができます。

事業の展開が低環境負荷型・循環型への変革となるよう、その取り組みを支援していくためにこの指針を示しました。



目 次

1 全産業	1
（１）自主的取り組みの推進	1
（２）廃棄物対策	4
（３）グリーン購入の促進	6
（４）水環境保全対策	8
（５）省エネルギー対策	9
（６）フロンガス対策	11
（７）緑化の推進	12
（８）移動手段	12
（９）地域住民との連携	17
（10）設備投資	18
（11）その他の環境配慮	18
2 農林水産業	19
農林水産業の共通項目	19
農業	20
3 建設業	22
4 製造業	24
5 運輸・通信業	27
6 卸売・小売業、飲食店	29
6-1 卸売・小売業	29
6-2 飲食店	30
7 サービス業	32
7-1 クリーニング・理美容業	32
7-2 自動車整備販売業	32
7-3 宿泊施設・遊技場等	33
7-4 医療・福祉業	34
8 廃棄物処理業	35
*ステップアップ	37

1 全産業

(1) 自主的取り組みの推進

管理体制の整備

- * 省エネルギーの工夫をしましょう。
- * 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の工夫をしましょう。
- * 自動車利用の工夫をしましょう。
- * 低炭素社会に向けた取り組みをしましょう。
- * 現在のエネルギー消費量を把握し、管理しましょう。
 - ⇒ 電力や水道の使用量等をそれぞれの種別に算出します。
 - ⇒ 時間別のエネルギー消費量を調べます。
 - ⇒ データを管理し、情報の共有化を確立します。

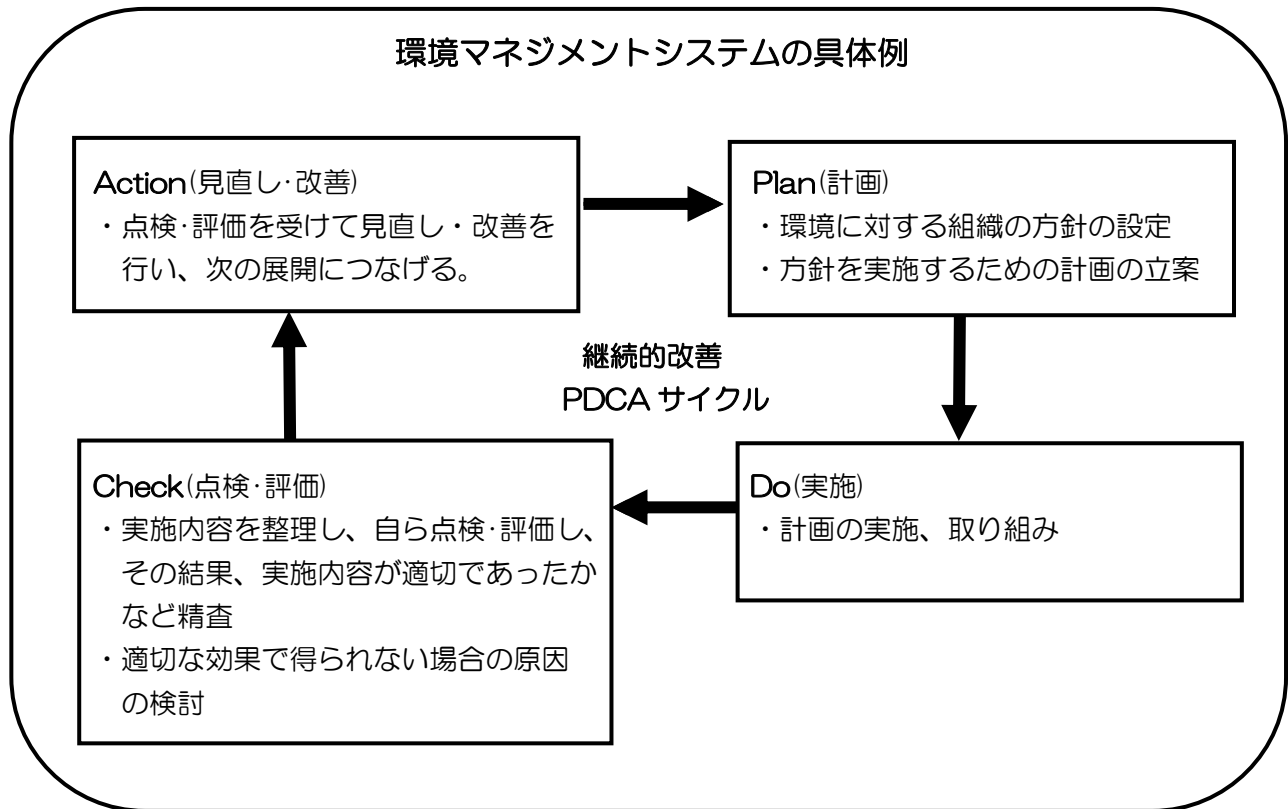
目標の設定

- * 事業所・工場のエネルギー診断を受けてみましょう。
- * 事業所の環境マニフェスト（制度）を作成してみましょう。
- * 事業所内での環境教育を実施し、社員の環境への関心を向上させましょう。
- * 事業活動を環境面から検討し、環境負荷の低減に努めましょう。
- * 事業の計画段階で、環境への影響について検討してみましょう。
- * 事業実施後の環境影響を把握し、環境汚染が発生した場合、速やかに対策が講じられるように体制を確立しましょう。
- * 自然とふれあうレクリエーション事業を展開しましょう。

▼【環境マネジメントシステム】

- ⇒ 「環境マネジメント」とは、事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。
- ⇒ 「環境マネジメントシステム」とは、環境マネジメントに必要な工場や事業所内の体制・手続き等の「体制的な仕組み」のことを指します。

次の図は、環境マネジメントシステムを実施するための「PDCAサイクル」の例です。「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（点検・評価）」「ACTION（見直し・改善）」を繰り返すことにより、「継続的改善」が持続され、より良い社会づくりに貢献することができます。



事業所での環境教育

- ＊持続可能な社会の形成に貢献するため、環境保全行動の取り組みを推進しましょう。
- ＊事業所内の環境について調査をし、得られた結果を社員と共有しましょう。
- ＊事業所内において環境に関するセミナーや講演会などを開催しましょう。
- ＊環境保全活動を企画・立案しましょう。

▼【環境に関する ISO シリーズ】

⇒ISO9000 シリーズ

製品の設計・製造から検査までの品質管理システムを認証しています。

⇒ISO14000 シリーズ

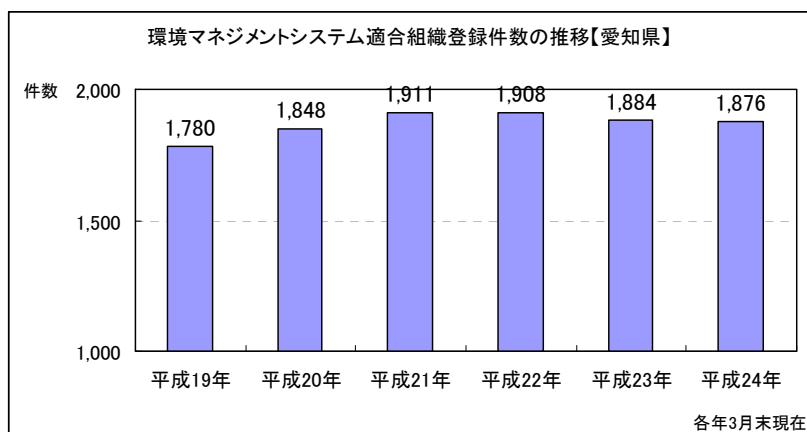
環境管理の手順やその向上への手順確認の標準化規格を認証しています。

▼【ISO14001 の登録件数】

⇒ISO14001 の登録件数は、平成 24 年 3 月末では 19,996 件(23 年比較 249 件減)の企業が登録しています。愛知県では、1,876 件の企業が登録しており、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位となっています。

「ISO14001 の登録件数とその推移」

	登録件数(件)
愛知県	1,876
大阪府	2,074
東京都	2,908
全 国	19,996



資料：財団法人 日本適合性認定協会

(2) 廃棄物対策

廃棄物対策

- *事業活動によって発生する事業系一般廃棄物や産業廃棄物は国・県・町のルールに従って適正に処理しましょう。
- *再利用できるものはリサイクルに努めましょう。
- *廃棄物削減のため、環境に配慮した製品を使用しましょう。
- *環境に有害な物質の排出に注意し、それぞれにあった環境基準を遵守しましょう。
- *廃棄物に対して適切な処理マニュアルを作成しその管理を徹底しましょう。
- *機器類等が故障した場合、修理するなどして長く使用できるようにしましょう。
- *ダイオキシン類等の発生抑制のため、簡易焼却炉でのごみの焼却は法律で禁止されているので、適切な処分を行いましょう。
- *有害物質等は適正に処理しましょう。
- *特定フロンガスを使用している製品の廃棄は、特定フロンガスを回収する適正な業者を選び、委託しましょう。

▼【リサイクル・廃品回収】

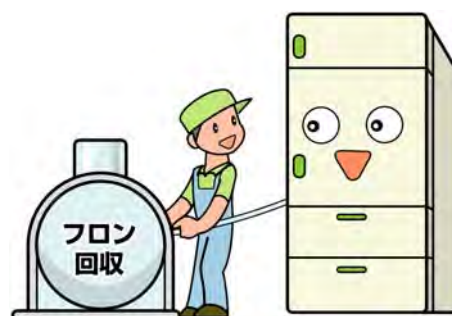
- ・トナーカートリッジ…回収後、メーカーに発送し洗浄・消耗部品の交換後、返却される【リターン方式】と、既にリサイクルされた商品を届ける方法があります。また、リサイクルされたトナーは新品を購入するより安い金額で購入することができます。そして、リサイクルすることで廃棄物の量の削減にもなります。
- ・古紙…廃品回収や古紙回収の際に資源ごみとして出しましょう。また用紙は再生紙を購入していきましょう。

▼【産業廃棄物】

⇒産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等 20 種類と輸入された廃棄物

▼【処理等】

⇒処理等とは、法に基づき排出した事業者が自ら処理するか、委託して処分しなければなりません。



紙資源の消費抑制

- *再生紙を購入し使用しましょう。
- *両面印刷や集約印刷機能などを活用して必要最低限の使用に努めましょう。
- *ミスプリントを出さないよう、事前の確認で無駄を抑えましょう。
- *ミスプリントは裏紙として使用しましょう。(メモ帳など)
⇒ミスプリントも捨てれば廃棄物になります。その前にもう一工夫しましょう。
- *省資源型の紙・インク対応のプリンターを導入しましょう。
- *会議資料の部数・ページ数を必要最小限にしましょう。
⇒人数に合わせた部数で資料等を作り無駄を省きましょう。

▼【紙資源について】

紙から紙へのリサイクルが古紙利用の特徴となっています。
平成 23 年の全国古紙回収量は、2,158 万トンです。そのうち
439 万トンが輸出され、1,719 万トンを国内で再利用しています。
その中の約 99%が製紙原料となっています。
平成 23 年度の高紙回収率は 78%となっています。

資料：財団法人 古紙再生促進センター



- *事業所での廃棄物と資源を分別し、リサイクルの推進を図りましょう。
- *事業所は、資源回収の保管場所を設置しましょう。
- *古紙を効率的に回収し、利用率の増加を推進しましょう。

▼トピックス

各種リサイクル法	内 容	法 律
容器包装リサイクル法	瓶・缶・包装紙・ペットボトルなどの分別回収や再資源化を促進。	容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビなどの家庭用の電気製品(使用済)について製造業者・輸入業者に回収と再利用を義務化。	特定家庭用機器再商品化法
建設リサイクル法	コンクリートや木材の再資源化を促進。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
食品リサイクル法	食品に関する製造業者・加工業者・販売業者に食品のごみの再資源化を促進。	食品循環資源の再生利用の促進に関する法律
自動車リサイクル法	使用済自動車の解体時に部品などについて製造業者・輸入業者に回収処理を義務化。	使用済自動車の再資源化等に関する法律
パソコンリサイクル法	使用済パーソナルコンピュータの回収と再資源化を図る。	資源の有効な利用の促進に関する法律

(3) グリーン購入の促進

事務用品のグリーン購入

- *環境に配慮した素材のものを選びましょう。
- *エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境にやさしい商品を選びましょう。
- *リサイクル可能な商品を選び事業活動に取り入れましょう。
- *環境（エコ）ラベリング製品を購入しましょう。
 - ⇒環境に配慮した省エネ製品で消費エネルギーの抑制に努めましょう。
- *再生紙の購入は総合評価値が高い製品を購入しましょう。
- *電気製品の購入はエネルギー消費効率の高い製品を購入しましょう。
 - ⇒省エネ商品は環境基準達成度の高いものを選びましょう。
- *修理や部品交換が可能なもの、容易なものを購入しましょう。
- *プリンター・トナーカートリッジ等の回収、リサイクルに努めましょう。
- *再使用またはリサイクルのルートが確立している製品を購入しましょう。

▼【グリーン購入】

⇒消費者はできる限り環境負荷の少ない商品やサービスを選んで購入し、企業は商品やサービスの環境対応情報をわかりやすく提供・公表することです。それにより、少ない資源を有効に活用していく社会を目指します。

グリーン購入法

⇒平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定されました。国等の公的機関が率先して環境にやさしい商品やサービス等の調達をし、また、環境にやさしい商品やサービス等の適切な情報提供を行うことで、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています。また、行政や事業者・国民の責務についても定めています。

⇒事業者の責務に関しては、情報提供の側面において事業活動に伴い発生する環境負荷の把握に必要な情報を提供するように定められています。

※環境省のグリーン購入法の説明より抜粋

▼【環境に配慮したコピー用紙を選ぶときに参考になるマーク】

古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク	環境に配慮したバージンパルプが使用されているものを選ぶときに参考になるマーク
  	  

▼【ISO が規定している環境ラベル】

あらかじめ定められた基準に合格している製品	環境に与えるすべての影響を分析し表示
 (エコマーク)	 (エコリーフ)

▼【OA 機器の国際的な環境ラベル】

一定の省エネ基準をクリアした製品
 (国際エネルギースタープログラム)

▼【PET ボトルリサイクル推奨マーク】

PET ボトルのリサイクル品を使用した商品
 PETボトル 再利用品

▼【エコラベリング制度：省エネラベル】

- ・環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取り組みに環境ラベルを添付する制度を指します。
- ・省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する制度）の基準に基づき定められている省エネルギー水準（トップランナー方式）に関する達成度合いを表示する制度のことです。



省エネ基準達成率
100%

冷暖房平均
エネルギー消費効率
6.38

← 緑色

目標年度 2013 年

緑色は、目標年度に定められた基準を上回っている製品に表示されています。



省エネ基準達成率
98%

冷暖房平均
エネルギー消費効率
6.22

← オレンジ色

目標年度 2013 年

オレンジ色は、目標年度に定められた基準を下回っている製品に表示してあります。

※その他にダンボール、ビン・缶、携帯電話にもよく見ると様々なリサイクルに関するマークが表示してあります。

(4) 水 環 境 保 全 対 策

節 水

- *水を多く利用する事業所では、節水の工夫をしましょう。
- *トイレは節水型機器（節水トイレ、消音トイレなど）の設置により、事務所での節水を行いましょう。
- *雨水貯留槽を設置して、散水や業務車の洗車などに雨水を利用しましょう。
- *蛇口に節水コマ等を設置しましょう。
- *蛇口はこまめに閉めましょう。

▼【節水型トイレによる節約量】

「1日のトイレの使用量」

	水の量		1日1人2回		従業員5人の場合	
	大	小	大	小	大	小
従来のトイレ	13ℓ		26ℓ		130ℓ	
節水型トイレ	3.8ℓ	3.3ℓ	7.6ℓ	6.6ℓ	38ℓ	33ℓ

「節水型機器の例」

器具名	機 能	取り付け
節水コマ	一定の開度で水の勢いを抑えることができる	蛇口
定流量弁	弁の入口側または出口側の圧力変化に関わらず、常に流量を一定に保持できる。水栓に内蔵される。	水栓
定量止め水栓	貯水および貯湯に用いハンドルで設定した流量で自動的に止水します。	蛇口
自動水栓	センサーや電磁弁を組み込み自動的に開閉します。	給水栓
節水型便器	従来より少ない水量で使用できます。	便器
トイレ用流水擬音装置	水の流れる音を発する機器で水音を流しながら水洗トイレを使用できます。	トイレ
無水小便器	小便器のカートリッジに密封液があり、ふたの役割をするため臭気の発生を抑えられ、水を流す必要がありません。	便器

※一般に給湯の蛇口は、既に流量調節されているので、節水コマの取り付けは不要です。

水 質

- *洗剤の量は適量を守りましょう。
- *直接排水せずに、必要に応じて汚れを処理する処理槽、浄化槽を設置しましょう。
⇒油分を多く含んだもの、水質汚濁の原因となるものは流さないようにしましょう。
- *浄化槽からの悪臭防止のために定期的に清掃・管理を行いましょう。

(5) 省エネルギー対策

電 気

- *地球温暖化防止のため、節電により温室効果ガスの排出削減に取り組みましょう。
- *待機電力を減らすため、使用しない電源はコンセントから抜きましょう。
- *省エネ製品の導入を図りましょう。
- *自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの使用も考慮し、効率のよいエネルギーの使用に努めましょう。
⇒太陽光や太陽熱などを利用したものがあります。
- *待機電力の削減のため、主電源を切りましょう。
- *照明器具や空調のフィルター等は定期的に掃除して、電化製品の効率的な利用に努めましょう。
- *エレベーターの利用は避け、階段を利用しましょう。
- *営業時間の合理化を図りましょう。
- *蛍光灯の頻繁なオンオフは避けましょう。
- *電気機器が加熱しないよう通気性のよい配置にしましょう。

▼【照明機器の電力消費量】

品 名	設 定	年間省エネ量	
		省エネ電力(kWh)	節約金額(円)
白熱球(54W)	白熱球→蛍光ランプ	84.00	1,890
	1 時間減らす	19.71	430
電球形蛍光ランプ(12W)	1 時間減らす	4.38	100

資料：財団法人 省エネルギーセンター

エアコン

- *年式の古いエアコンは、新しい省エネタイプのエアコンへ買い替えを検討しましょう。
⇒電力消費量の違いにより効果的に節電が可能になる場合もあります。
- *ノンフロン製品を選びましょう。
- *厚めのカーテンやブラインドなどを使用してエアコンの使用量を減らしましょう。
- *窓を有効に使い自然の風の流れを作りましょう。
- *空調関係の定期点検を行いましょう。
- *冷暖房機器は、夏は 28 度、冬は 19 度を目安に設定し、仕事着も季節に応じた快適なものにしましょう。
- *扇風機の併用でエアコンの風を行き渡らせましょう。
- *室外機の周辺には障害物を置かないようにしましょう。

▼「エアコンの設定温度」

- ・ オフィスで冷房の温度を 27 度から 28 度の適正温度に変えると、年間約 12.4kg の CO₂ が削減できます。
- ・ 暖房設定温度を 21 度から 20 度に変えると、年間約 21.8kg の CO₂ が削減できます。
- ・ 服装によっても変わります。室温が 28 度の時の軽装と、室温が 26 度の時のスーツでは、平均皮膚温度は同じです。(クールビズ&ウォームビズ)

ガ ス

＊給湯器の種火はこまめに消しましょう。

⇒種火が点っているだけでエネルギーを消耗します。

＊ガスコンロの火をこまめに調節しましょう。

▼省エネ法に基づく手続等の詳細については、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。

[資源エネルギー庁ホームページ(施策情報)]

<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/index.htm>

▼【「無料節電・省エネ診断」一般財団法人省エネルギーセンター】

⇒無料節電診断は、職場や工場のピーク電力削減など節電行動をサポートする診断サービスです。

省エネ診断は、電力だけではなく、燃料や熱など総合的な省エネ行動をサポートする診断サービスです。

＜対象事業所＞

無料節電診断は、契約電力 50kW 以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等の施設が対象です。

無料省エネ診断は、年間のエネルギー使用量(原油換算値)が 100kℓ以上で 1,500kℓ未満の中小規模の工場・ビル等の施設が対象です。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<http://www.shindan-net.jp>

▼【CO₂削減・節電ポテンシャル診断事業】

⇒環境省が派遣する診断機関が希望する工場やビル等における設備の導入・運用状況等を無料で計測診断し、CO₂削減・節電のために有効と考えられる設備導入や運用改善等の費用・効果等に関する情報を提供することにより、事業者における費用効率的な対策の実施を支援する事業。

・ CO₂削減・節電の効果、初期投資費用、節電等により利益、投資回収年数等に関する情報提供を受けれます。

・ 公募により受診事業所を選定しています。

＜対象事業所＞

年間 CO₂ 排出量が 3,000t 以上の事業所(工場、事業場)

ただし自動車等の排出、民生部門のうち住宅、集合住宅等の排出量は含まない。

詳細については、ホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15189>

＜提出先＞

株式会社 三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部「CO₂削減・節電ポテンシャル診断事務局」

(6) フロンガス対策

フロンガス対策

- *フロンガスが使用されている製品（エアコン・冷蔵庫・使用済自動車など）の廃棄処分は、それぞれの法律に従って処理してください。
- *フロンガスの飛散防止に努め、廃棄時には県の登録を受けた回収業者へ依頼しましょう。
- *機器の整備を定期的に行い、フロン類の漏えい防止に努めましょう。
- *みだりにフロン類を放出することは禁止されており、法律の罰則の適用があります。

フロンガスとオゾン層の関係

オゾン層とフロンガスの関係

オゾン層は有害な紫外線から地球を守っています。フロンガスがオゾン層の破壊原因となっている理由は、フロンガスがオゾン層を越えて有害な紫外線と化学反応を起こし、オゾンを破壊する物質に変化してしまうからです。フロン類は、強力な温室効果ガスであり、地球温暖化にも大きな影響を及ぼします。

フロンガス

人体には悪影響がなく、物質も安定しているため様々な製品に使用されてきましたが、1996年に全面使用禁止になりました。

オゾン層

オゾンは独特の臭気を持つ有毒なガスで、とても不安定な物質です。オゾン層は有害な紫外線をさえぎる効果を持っています。

ノンフロンガス

冷媒や断熱材の発泡剤にフロンガスを使用していないもの。ガスは可燃性のイソブタン(R600a)、断熱材はシクロペンタンを使用したものが多い。ノンフロンガスはオゾン層を含む地球環境への影響が極めて低い冷媒です。

代替フロンガス

代替フロンガスは、塩素原子を含まない物質でつくられています。しかし、この代替フロンガスも、決して環境負荷が低いわけではありません。中には地球温暖化の促進につながる物質が含まれています。そのため、先進国では2020年に廃止が決まっています。



〈ノンフロンマーク〉



〈フロンが見える化シンボルマーク〉

(7) 緑 化 の 推 進

事業所の緑化

- * 緑を増やし二酸化炭素吸収の促進を心がけましょう。
- * 屋上や壁、ベランダなどの緑化をすることで防断熱効果を高めましょう。
⇒ 壁や屋上が直射日光で熱せられないため、室内の温度上昇を抑えます。
- * 一定規模以上の工場等の新設または増設する事業所は、環境施設の緑化に取り組みましょう。
- * 地域住民と協力し、敷地外での緑化活動にも参加・協力をしていきましょう。
- * 敷地内全体に緑化の景観管理を行いましょう。
- * 施設周辺の生物多様性について把握しましょう。

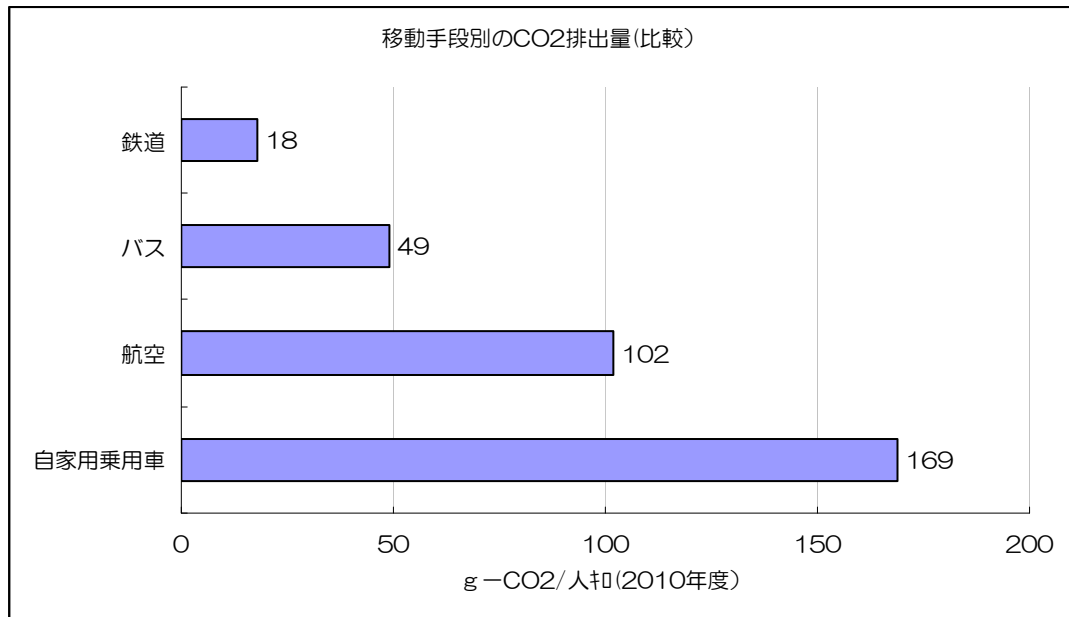
(8) 移 動 手 段

自動車

- * アイドリングストップを正しく理解し、燃料消費の抑制に努めましょう。
- * 交通規制を守り、無駄な運転は避けましょう。
- * 近距離での車の使用は避け、自転車や徒歩で移動しましょう。
- * 社用車は、環境負荷の少ない車両を積極的に導入しましょう。
- * 不要な荷物は降ろしましょう。
- * 自動車の点検整備は定期的に行いましょう。
- * 出張はできるだけ公共交通機関の利用に努めましょう。
- * 自家用車での通勤はできるだけ避け、公共交通機関または送迎バス等を利用しましょう。
- * 従業員（職員）に対しノーマイカーデーを設け、二酸化炭素等の排出削減に取り組みましょう。
- * 渋滞の原因となる路上駐車はやめ、駐車場を利用しましょう。
- * 窒素酸化物(NO_x)や硫黄酸化物(SO_x)の抑制に取り組みましょう。
⇒ 具体的な取り組みとしては、
 - ・ 自動車の使用時間及び使用量の削減
 - ・ 排気ガス規制車両からクリーンエネルギー車への移行
 - ・ エコドライブの実施 などが挙げられます。



▼【1人を1km運ぶのに発生されるCO₂排出量】



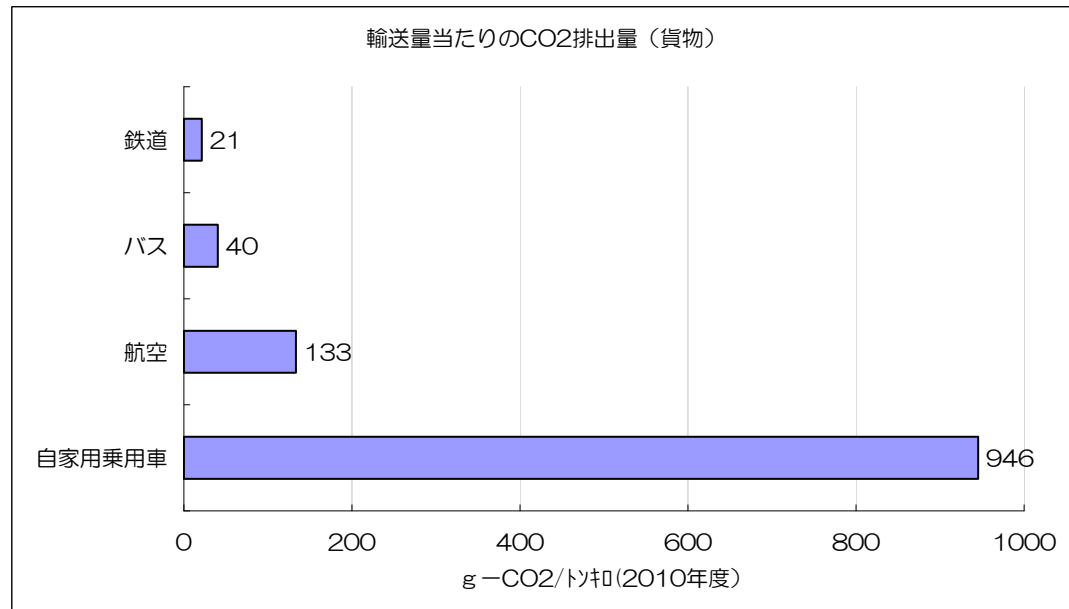
資料：国土交通省

* 1人を1km運ぶのに排出されるCO₂(気体の容器)

自家用乗用車は、2ℓのペットボトル約43本分のCO₂を排出します。

鉄道は、2ℓのペットボトル約5本分のCO₂を排出します。

▼【輸送量当たりのCO₂排出量】



資料：国土交通省

* 貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量(トンキロ：輸送した貨物の重量に輸送した距離を乗じたもの)で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると上図のようになります。

地球温暖化

地球の大気中には「温室効果ガス」と呼ばれる気体(CO₂、メタン、フロンガス、亜酸化窒素など)が含まれています。太陽から地球に届いた熱は、地上からはねかえされて宇宙に放出されますが、「温室効果ガス」により、生物が生きていくために必要な地球の温度が保たれています。

しかし、この「温室効果ガス」の増加に伴い、宇宙に放出されるはずの熱が大気中に閉じ込められることにより、地表面の気温が上昇してしまうのが、『地球温暖化』です。

石油・石炭等の化石燃料を燃焼して得られるエネルギーの大量消費により、「温室効果ガス」の主成分であるCO₂の大量増加を招き、地球全体の平均気温が上昇してきます。このことにより海面水位上昇、世界的異常気象の発生、生態系の変化、農業生産・水産資源への影響、熱帯性感染症増加など、環境に重大な悪影響が及ぶことが心配されます。

▼「排気ガスに含まれる成分」

二酸化炭素 (CO₂)

石油や石炭など化石燃料の燃焼により排出されます。そして温室効果ガスでもあり、地球温暖化の原因のひとつです。

一酸化炭素 (CO)

燃料の不完全燃焼により、発生する。また少量でも一酸化炭素中毒を起こす危険性を持っています。

窒素酸化物 (NO_x)

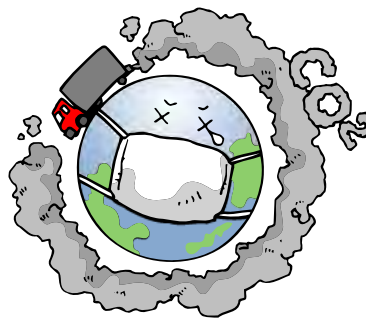
高い温度で物が燃えた時に窒素と酸素が結びついて発生する排出ガスのことです。

硫黄酸化物 (SO_x)

石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料が燃える時に発生する排出ガスのことです。

浮遊粒子状物質 (SPM)

固体または液体の粒子状物質で、ディーゼル車の排出ガス(黒煙)などのことです。また、発がん性による健康被害が懸念されています。



▼「大気汚染物質の影響」

- ・二酸化炭素 → 地球温暖化促進物質(温室効果ガス)
- ・窒素酸化物 → 光化学スモッグ・酸性雨
- ・硫黄酸化物 → 光化学スモッグ・酸性雨
- ・黒煙(粒子状物質) → 大気汚染・植物の気孔を塞ぎ光合成を妨げる(枯死の原因)
- ・浮遊粒子状物質 → 呼吸器疾患や発がん性の疑い等の健康被害

▼ 【クリーンエネルギー車】

石油に替えて、電気や天然ガスなどのクリーンで新しいエネルギーを利用した、クリーンエネルギー車の実用化が進んでいます。2004 年 4 月より燃費のよい自動車の普及促進を目的に、燃費基準達成車及び燃費基準+5%以上達成車に燃料ステッカーの貼付制度が導入されました。さらに、2008 年 4 月からは、燃費基準+15%、+20%、及び+25%以上達成車に対し、燃費ステッカーを貼付することになりました。

2009 年度からは環境保護の意識の高まり、温室効果ガスや有害物質の排出量抑制、省エネ性が注目され、買い替えや購入に対し国の補助や自動車重量税・自動車取得税の特例措置を行っております。

この効果もあり、2010 年度に国内で生産されたガソリン車の 96%以上が低燃費、低排出ガス車となっています。現在、150 万台以上のクリーンエネルギー車が利用されています。

【排出ガス・燃費基準ステッカー種類】

	排出ガス	燃費基準
次世代自動車	電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、バイオ燃料車 プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル自動車、水素自動車	
乗用車等	平成 17 年基準 75%低減車 	平成 22 年度 +15%・+20%・+25%達成車   
中量車 (3.5t 以下のバス・トラック)	<ディーゼル車> 平成 21 年度規制 ポスト新長期規制適合 <ガソリン車> 平成 17 年基準 50%低減車 	平成 27 年度 
重量車 (3.5t 超のバス・トラック)	<ディーゼル車> 平成 21 年度規制 ポスト新長期規制適合 平成 17 年基準 NOX または PM10%低減車   	平成 27 年度 

資料：国土交通省より作成

▼エコドライブレッスン

- ①エコドライブは安全運転が第一です。
- ②走行は適正スピードを守れば、燃費面でも経済的です。
- ③希望速度を5km/h だけ抑えて、余裕の運転を心がけましょう。
- ④迷ってウロウロしては、エネルギーの無駄です。事前に調べてから出かけましょう。
- ⑤急発進、急加速は事故のもとです。発進時、5 秒間の省エネを意識しましょう。
- ⑥空ぶかしは、燃料の無駄使いや大気汚染のもとです。
- ⑦迷惑駐車は、渋滞の原因になります。決められた場所に駐車しましょう。

▼年間エネルギー省エネ量(年間)

行 動	ガソリン量(ℓ)	CO ₂ 削減量(kg-CO ₂)	節約金額(円)
ふんわりeスタート	83.57	194.0	11,110
加減速の少ない運転	29.29	68.0	3,900
早めのアクセルオフ	18.09	42.0	2,410
アイドリングストップ	17.33	40.2	2,300

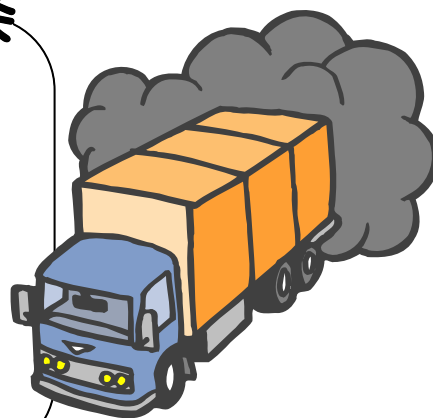
・運転マナーに関することは、すべて省エネ行動に通じます。

資料：省エネルギーセンター

エコドライブ10ヶ条

- 1 ふんわりアクセル『eスタート』
- 2 加減速の少ない運転
- 3 早めのアクセルオフ
- 4 エアコンの使用を控えめに
- 5 アイドリングストップ
- 6 暖気運転は適切に
- 7 道路交通情報の活用
- 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック
- 9 不要な荷物は積まずに走行
- 10 駐車場所に注意

資料：環境省



(9) 地域住民との連携

住民・行政との連携

- * 公害防止協定を行政と締結しましょう。
- * 環境対策を地域住民や事業所間において提供しあい情報を共有しましょう。
- * 地域の環境保全や美化活動に参加したり、支援・協力しましょう。
- * 町の自然環境や文化について知りましょう。
- * 法規制に沿った事業活動を展開しましょう。
- * 地域の環境問題から、地球規模の環境問題まで考え、その低減に貢献していきましょう。
- * 町が行う自然環境保全施策に参加・協力しましょう。
- * 町や地域、民間団体、環境保護団体が行う自然観察会や自然環境調査などへの参加・協力を心がけましょう。

▼東浦町の指定文化財

国指定文化財

種 別	名 称	所在・所有
史跡	入海貝塚	入海神社境内

県指定文化財

種 別	名 称	所在・所有
建造物	大樹寺旧裏一の門(大樹寺伽藍)	個人
絵画	絹本著色弁財天像	乾坤院
絵画	絹本著色諸尊集会図	乾坤院
書跡	正法眼蔵写本	乾坤院
書跡	異国降伏祈願施行状	善導寺
無形民俗	知多の虫供養行事(東浦五ヶ村虫供養行事)	町内五地区(旧五ヶ村)輪番

資料：東浦町

- ・ 東浦町にある文化財は、国指定が1件、愛知県指定が6件、町指定が28件あり、うち、町指定文化財には天然記念物が3件あります。

町指定文化財

種 別	名 称	所在・所有
天然記念物	極楽寺の楠	極楽寺
天然記念物	伊久智神社大楠の森	伊久智神社
天然記念物	地藏院のイブキ	地藏院(伝宗院)

資料：東浦町

(10) 設備投資

労働環境の整備

- * 効率のよい空調システムを採用しましょう。
- * 省エネ効果の高い電力照明機器を採用しましょう。
- * 断熱・通風性に配慮した構造を取り入れましょう。
- * 太陽光・風等の自然エネルギーを有効利用しましょう。
- * 工場排熱などの未利用エネルギーを有効利用しましょう。



(11) その他の環境配慮

騒音・振動・悪臭等

- * 大型車の利用は、周囲への影響に十分配慮しましょう。
- * バックブザー音等の音量は、近隣への騒音とならない程度にしましょう。
- * 自動車のアイドリングや空ぶかしは騒音・振動の発生源になるためやめましょう。
- * 設備の防音整備を行いましょう。
- * 低振動・低騒音の機器を使用しましょう。
- * 臭気を発生させる施設は密閉性の高い建物に収納し、高効率の脱臭装置を設置しましょう。
- * 作業時に悪臭を発生させないように、従業員への技術指導を行いましょう。

その他の環境配慮

- * 夜間の照明は、光公害抑制のため場所、時間帯、照明方法等に配慮し適正な設置に努めましょう。
- * 雨水は、雨水貯留槽の利用や地下に浸透させる浸透ます等を利用しましょう。
- * 駐車場などは透水性舗装にしましょう。
- * 下水道の汚水ますや浄化槽は、悪臭の発生に注意し定期的に点検しましょう。



2 農 林 水 産 業

農林水産業の共通項目

農林水産業における環境配慮

- ＊農薬や化学肥料の過剰使用はやめ、適正に使用しましょう。
- ＊作業に使用した農業用プラスチック類は、適切に処分しましょう。
- ＊環境保全のために生態系に配慮した作業を心がけましょう。
- ＊環境保全活動を、町民や地域と連携して行いましょう。
- ＊緑地の保全に努めましょう。
- ＊現在の自然環境や生物多様性を知り、次世代に残す自然を保護していきましょう。
- ＊ダイオキシン類等の発生抑制のため、簡易焼却炉でのごみの焼却は法律で禁止されているので、適切な処分を行いましょう。
- ＊農地・森林・水辺の清掃活動を行いましょう。
- ＊生き物の生息地としての農地や森林の保全に取り組みましょう。

動植物や自然環境

- ＊丘陵地の自然環境保全に努めましょう。
- ＊害鳥駆除への爆音利用は、時間帯や場所などをふまえて最低限に抑えましょう。
- ＊地域住民や民間団体とともに、環境汚染防止を行いましょう。

東浦町の取組み

- ☆オニバスの生息地でもある飛山池周辺の保護に努めます。
- ☆野生生物の生息環境保護のためビオトープの創造に努めます。

＜オニバスの保護＞

平成 3 年 9 月、絶滅したとみられた飛山池のオニバスが再び確認された。
平成 4 年 9 月、オニバスの花が開花、生態や環境を把握するため調査を開始する。
平成 5 年度から保護する目的で、飛山池のオニバスの種子を町施設で栽培し始める。
平成 7 年度から於大公園の下蛭藻池でオニバスの栽培を始め、自然に発芽し生育する。
平成 11 年度から於大公園のオニバス池を中心に栽培を行う。
平成 23 年度 飛山池での自生から於大公園や小中学校での栽培へ引き継がれている。

＜自然環境学習の森＞

里山として自然環境の保全を図るとともに、住民が里山に触れ、人と自然の関係を学ぶ場づくりを目的として、東浦町大字緒川字大藪一区地内の新池周辺を自然環境学習の森として整備する。
平成 20 年 6 月 自然環境学習の森ワークショップ開催
平成 22 年 4 月 自然環境学習の森オープン

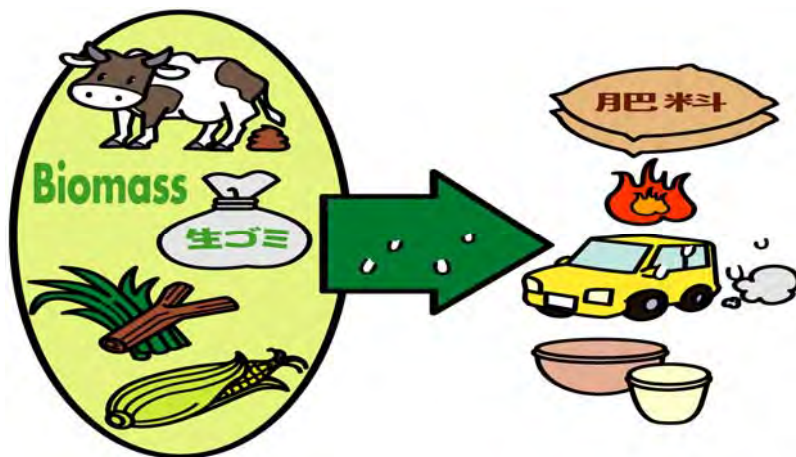
農 業

水質・土壌環境

- *用水路やため池等も環境に配慮した多自然型工法を取り入れましょう。
 - *用水路周辺も定期的に除草や清掃をするように努めましょう。
 - *水田は、浅水代かきや不耕起V溝直播栽培で肥料成分を含んだ濁水の流出を防止しましょう。
 - *栽培ごよみや施肥基準に基づく適正な施肥を行いましょう。
 - *家畜ふん尿の利用は、有機質資材施用基準を守りましょう。
 - *適切な土壌管理をして、土壌への炭素貯留を促進しましょう。
 - *農地や樹園地の有効利用のため、ネットワークの形成に努めましょう。
 - *耕作放棄地の有効活用に取り組みましょう。
 - *一時的な休耕地ではレンゲや豆類等を栽培し地力を保つようにしましょう。
 - *大規模な農地の転用は避けましょう。
 - *住民への貸し出しなどについて、農地の整備をしていきましょう。
- ⇒耕作放棄地の貸借や住民の貸し出しなどについて、詳しくは農業振興課へご相談ください。

公害問題

- *産業廃棄物等の野焼きは法律で禁止されているので、適切な処分を行いましょう。
- *家畜の糞尿は適切に処理し有効に利用しましょう。
- *情報交換の場を持ちましょう。
- *悪臭が発生する場合は施設の密閉化、脱臭施設を設置しましょう。
- *過度なボイラー等の使用はさけましょう。
- *排出ガスは法基準を遵守しましょう。
- *ハウス暖房にあたっては、窒素酸化物（NOx）低減対策が図られた環境にやさしいボイラーを利用し、エネルギー消費の節減や大気汚染抑制に取り組みましょう。
- *自動車は低公害車で、低燃費のものを導入しましょう。
- *農薬を使用する場合は、扱う方の安全はもちろん周辺農作物への飛散防止や住環境に配慮しましょう。



▼【家畜のふん尿の再利用方法】

全国で 21 年度に発生した家畜のふん尿の発生量は約 8,816 万トンです。そのうち再生利用として 8,458 万トンがたい肥化などに活用されています。

たい肥化される中間処理で 354 万トンが減量化されて、4 万トンが最終処分量として処理されています。

▼【たい肥等の利用方法】

たい肥等の有機質資材の施用は、土作りに有効です。

しかし、過剰に施用したり、施用した後、長期間放置したりすると、重金属が土壌中に蓄積し、作物の生育に影響を及ぼしたり、雨により肥料成分が流亡するおそれがあります。

そして、適切な処理が行われないと、地下水の汚染、水道水源の汚染等につながります。

施用量は、有機質資材施用基準を参考にし、土壌中の重金属蓄積は肥料取締法に基づく表示などで含有成分を確認し、適切に使用しましょう。



3 建設業

建設業

環境ビジネスの推進

- *使用する機材等は再資源化可能な地球環境にやさしいものを優先的に選び、リデュース（廃棄物の発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）に努めましょう。
- *低NOx型や低騒音型建設機械の使用に努めましょう。
- *土地の改変を伴う場合には、自然工法などによる生態系への影響防止と事後監視を行いましょう。
- *地形、水系、緑地、生息する動植物等の自然条件や周辺の土地利用に配慮した造成計画を策定しましょう。
- *自然環境の保全とともに町民が自然とふれあえる空間の創造にも取り組みましょう。

低環境負荷への取り組み

- *周辺地域の環境を調査し、その生態系や文化財の保護、また周辺環境と歴史的景観と調和を図った設計をしましょう。
- *設計段階で、ユニバーサルデザインを取り入れましょう。
- *既存の緑はできる限り保全し、緑化の推進も積極的に行いましょう。
- *工事に伴う騒音等の問題に関して、事前に対策をとりましょう。
- *地域の水循環を保全するため、地下水等の水脈などに配慮して工事を進めましょう。
- *建設資材は、廃棄のことも考えた素材を選びましょう。
- *コンクリート工事等では、熱帯材型枠の使用を控えましょう。
- *多自然型工法など生態系に配慮した工法を積極的に採用しましょう。
- *大規模な工事は施工前に周辺の状況を調査し、近隣住民へ情報提供を行いましょう。
- *いくつもの工事が特定の日に重ならないようにスケジュールを組みましょう。
- *雨水が地面に浸透できる「雨水浸透ます」の利用を推進しましょう。
- *環境にやさしく、人体に影響のない資材を使用するようにしましょう。
- *資材は省エネルギー・高効率なものを使用していきましょう。
- *現場への移動は、公共交通機関を利用しましょう。
- *車での移動は乗合を心がけましょう。

工事期間中の配慮

- *騒音・振動規制法や県民の生活環境の保全等に関する条例を遵守しましょう。
- *工事の施工前に周辺住民に告知し、理解を求めましょう。
- *騒音や振動が発生する工事に関して、早朝・夜間の作業はやめましょう。
- *工事期間中の資材等の置き場に関しても適切に管理・保管をしましょう。
- *工事に伴い発生する騒音・振動・粉じん・汚濁水等への対策をとりましょう。

工事用車両の配慮

- *工事用車両から出る排気ガスが、周辺地域の大気汚染につながらないように努めましょう。
- *アイドリングストップ運動を推奨し、排気ガスの削減、燃費の抑制に努めましょう。
- *過積載を禁止し、土砂等の落下・飛散防止への対策をとりましょう。

工事関係廃棄物対策

- *建設廃棄物を削減するよう、設計・施工の各段階から配慮しましょう。
- *建設発生土壌の減量化・再利用などによる建設副産物の削減・再資源化を図りましょう。
- *廃棄物の処理にあたっては専門業者に委託するなど適正処理を行いましょう。
- *廃棄物にならないように使用済み資材をリサイクルするように努めましょう。

愛知県リサイクル資材評価制度【あいくる】

循環型社会を目指して、リサイクル資材を愛知県の公共工事に積極的に利用していくため、そのリサイクル資材の認定基準を定めた制度です。

【 特 色 】

- ①公共工事での利用を前提として、認定資材を建設資材に限定しています。
- ②他県の認定制度と異なり、愛知県建設部局が創設し運用しています。
- ③発生原料の発生地やリサイクル材の製造地を愛知県内に限定しません。



資料：愛知県

4 製造業

製造業

梱包材等

- * 製品の梱包や包装はできるだけ簡素化しましょう。
- * 出荷に伴う箱も再利用でき、長く使えるものを使用しましょう。
- * 現在使用している梱包・包装材を再度検討しましょう。

廃棄物抑制対策

- * 梱包材や包装材は環境負荷が少ないものに切り替えましょう。
- * 製造過程で発生した廃棄物（あまった原材料、副産物など）は、有効利用を図り廃棄物の削減に努めましょう。
- * 工場及び事業所の稼働にあたっては、大気・水質・騒音・振動・悪臭などの公害対策を確実にを行い、地球環境に配慮した二酸化炭素・メタンガス・フロンガスなどの排出削減に努めましょう。
- * フロンガスを使用した機材を扱う際は、漏えい防止管理を徹底しましょう。
- * フロンガスを使用した機材の廃棄は適正に処理しましょう。
- * 事業所から排出される物質に関して個々の環境基準値を満たしているかどうか定期的に調査をしましょう。
- * 食品加工で使用する食材は廃棄部位が少ないもの、また地元産のものを優先的に選定しましょう。
- * 生ごみ等の廃棄物による臭気問題が起きないように、徹底した管理を行いましょう。

製造段階

- * 製造から廃棄までの一連の流れを考えた、環境負荷の少ない製造工程にしましょう。
- * リサイクルしやすい製品を製造しましょう。
- * 製造により発生する騒音・振動に配慮しましょう。
- * 製造過程で使われる水資源についても節水を心がけましょう。
- * 製造に必要な機器は省エネ型のものに切り替えていきましょう。
- * 規模の大きい製造施設では、排気ガス浄化施設や悪臭防止施設を設置し、適正な維持・管理をしていきましょう。

輸送段階

- * 輸送業者の選択はできる限り環境に配慮した業者を選びましょう。
- * 輸送方法も様々ありますが、少ない回数でまとめて輸送し、低コストに努めましょう。
- * 輸送業者との連携を強化し、輸送ルートの見直しを行い物流の効率化を図りましょう。

商品開発時の環境配慮

- * 商品の開発にあたって、環境に影響が出ないように生産から廃棄まで一連の流れを考慮したものを企画しましょう。
- * 省エネルギー・省資源・長期使用できるものを開発・製造しましょう。
- * グリーン製品の開発を進めましょう。

その他の環境配慮

- * 製造過程で発生した産業廃棄物などは管理を徹底し、周辺環境へ汚染しないように適正処理に努めましょう。
- * 有害物質を取り扱う際は徹底した管理のもと、土壌汚染や水質汚染にならないようにしましょう。
- * 周辺の景観に調和した建物にしましょう。
- * 看板等の設置は視認性を妨げず、周りへの影響について考慮しましょう。
- * 近隣の日照等について配慮しましょう。
- * リサイクルや廃棄物処理技術などの情報収集やシステム導入に努めましょう。
- * 製造工程におけるノンフロンガス化を図りましょう。
- * 化学物質や有害物質の使用削減に努め、保管・廃棄も十分な対策をとりましょう。



▼【ライフサイクル評価】

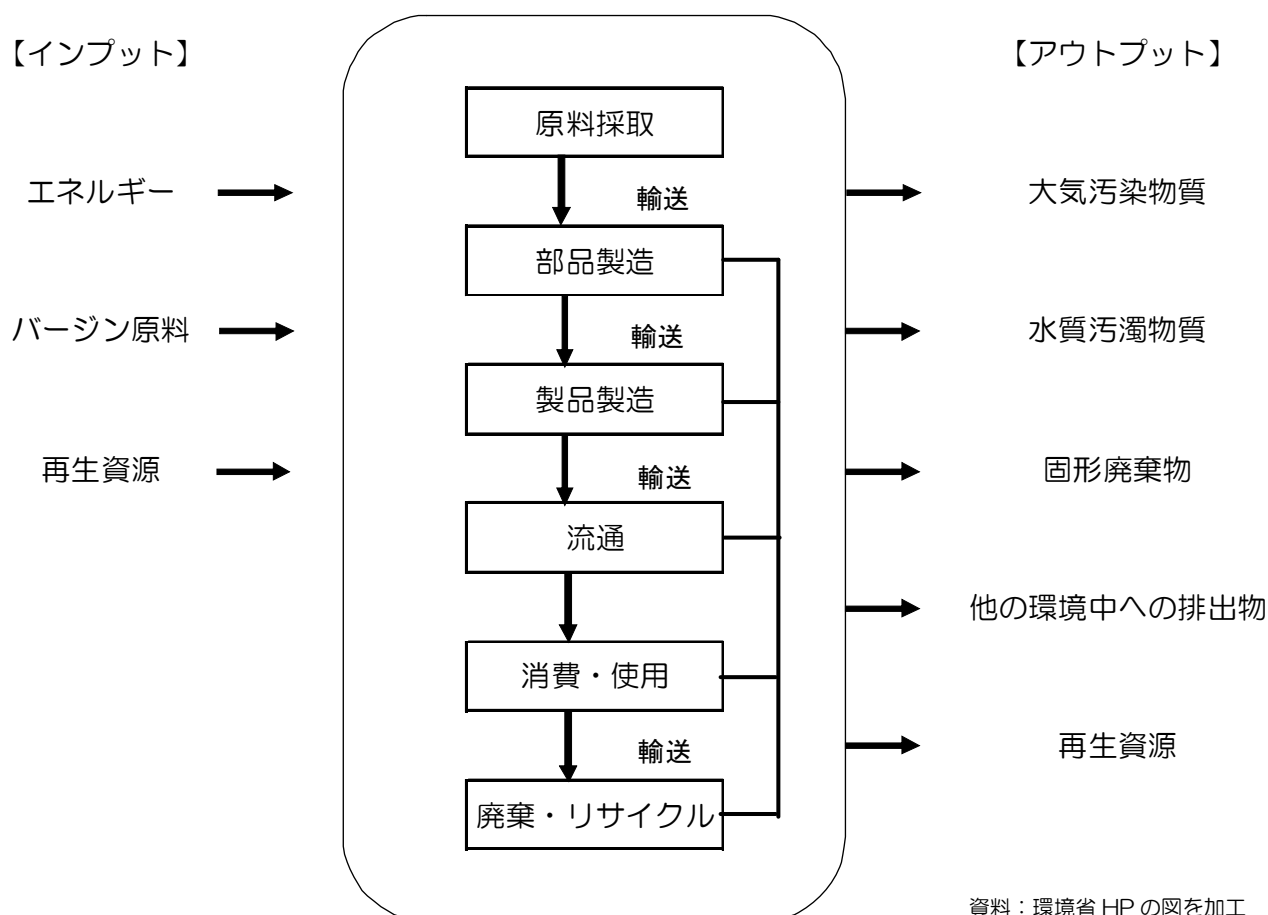
⇒製品は、その原料採取から製造、廃棄に至るまでのライフサイクル（原料採取→製造→流通→使用→リサイクル・廃棄）の全ての段階において様々な環境への負荷（資源やエネルギーの消費、環境汚染物質や廃棄物の排出など）を発生させています。

⇒ライフサイクル評価（Life Cycle Assessment：LCA）とは、これらの環境への負荷をライフサイクル全体に渡って、科学的、定量的、客観的に評価する手法で、その活用により環境負荷の低減を図ることができます。

⇒また、ライフサイクル評価は、モノである「製品」以外に、「サービス」や、「製造プロセス」「廃棄物処理プロセス」等のシステムも対象となります。

「ライフサイクルと環境負荷への概念図」

【製品のライフサイクル】



▼より環境負荷の少ない製品の開発

製品を製造するときだけでなく、消費者が使用する時や廃棄物になって処分される時まで含めて、環境への影響を小さくするためには、どの原料を使い、どのように設計するのがよいか検討する。

このように、商品の元の資源から廃棄物になるまでのプロセスを考慮した上での製品開発及び製造を行いましょう。

5 運 輸 ・ 通 信 業

運 輸 ・ 通 信 業

排気ガス削減

- *発注業者と配送の連携を強化しましょう。
- *グリーン物流事業者登録をしましょう。
- *新しい輸送方法を検討しましょう。
- *法規制を遵守した走行・積載量で輸送しましょう。
- *最新規制適合（低公害）車の導入を検討しましょう。
- *適合車ステッカーを表示しましょう。



燃料消費量削減

- *法規制を守った走行・積載重量で輸送しましょう。
- *最新規制適合（低燃費）車の導入を検討しましょう。
- *不要・不急の運転は避けましょう。
- *荷物の積み下ろしの際は、エンジンを停止しましょう。
- *カーエアコンの使用は適温を守って使用しましょう。
- *エコドライブを心がけましょう。
- *自動車の適切な点検・整備をしましょう。

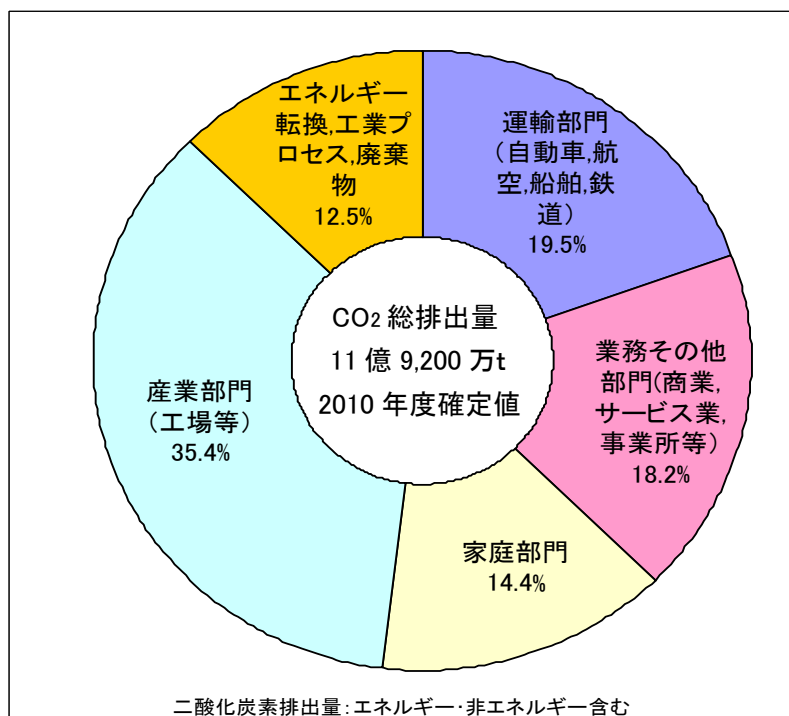
配送効率

- *収集地点はスムーズな仕分け作業ができるよう整理しておきましょう。
- *梱包材は再利用可能なものを使用し、廃棄物の抑制につなげましょう。
- *中継地点等は計画的に配置し、日頃から効率的な輸送経路や手段が選べるよう心がけましょう。
- *乗客の搬送は、低床バスなどを導入し乗り降りの効率化を図りましょう。
- *違法駐車はやめ、他の通行の妨げにならないようにしましょう。
- *グリーン物流に計画的・戦略的に取り組みましょう。

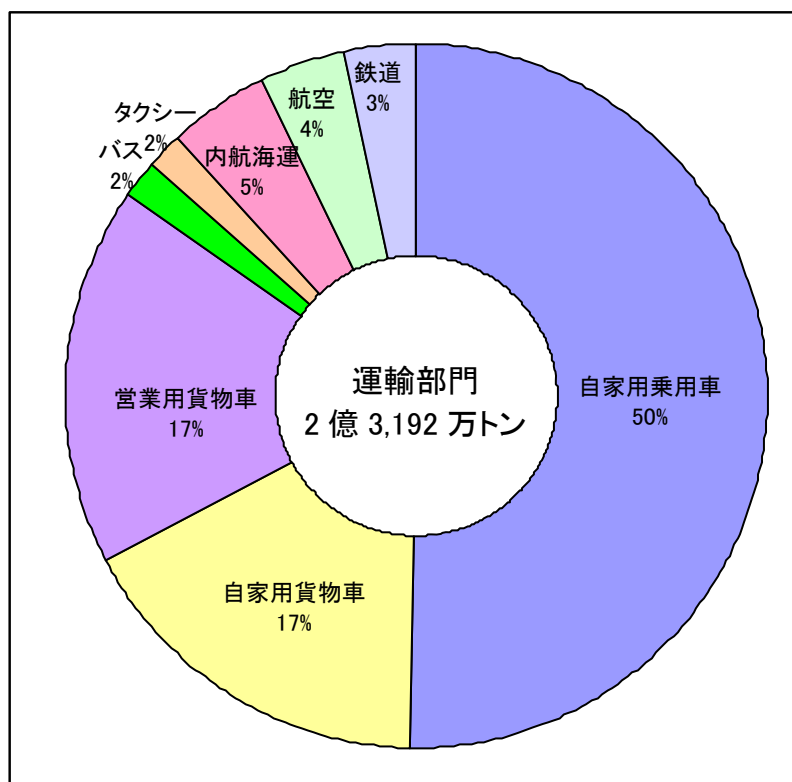
その他

- *バック及び右左折時のブザーや音声案内の音量は騒音にならないよう配慮しましょう。
- *電線を地中に埋めるなど地域の景観作りに協力しましょう。
- *各関連業者と提携し、エネルギーの消費削減に努めましょう。

▼【各部門別二酸化炭素排出量内訳(2010 年度)】



▼【運輸部門における二酸化炭素排出量】



資料：国土交通省

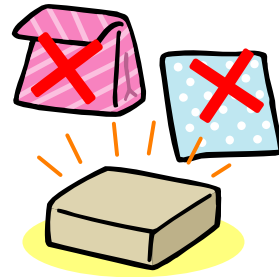
・日本の二酸化炭素排出量のうち、運輸部門からの排出量は約 20%、自動車全体では運輸部門の 88.1%(日本全体の 17.1%)、貨物自動車に限ると運輸部門の 34.2%(日本の全体の 6.7%)を排出しています。CO₂ 削減の観点からは、自家用乗用車よりも鉄道や路線バスの利用が望ましく、また徒歩や自転車での移動がより望ましいと言えます。

6 卸売・小売業、飲食店

6-1 卸売・小売業

梱包材

- ＊過剰な梱包は避け、包装の簡素化に努めましょう。
- ＊再利用可能な梱包材を使用しましょう。

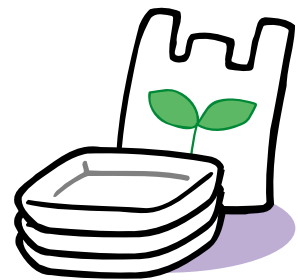


廃棄物対策

- ＊梱包材や包装材を低コストに押さえ、その量を減らすことで廃棄物の量も削減されるので使用材料について検討しましょう。
- ＊商品の仕入れ等は余過剰品が発生しないようにしましょう。
- ＊使い捨て商品の取扱量を減らしましょう。
- ＊環境への負荷の少ない再利用可能な商品等を優先的に仕入れ、減量化を推進しましょう。
- ＊梱包材や包装材の使用材料を検討し、低コストに抑えましょう。また、量を減らすことで廃棄物の量も削減しましょう。

消費者への奨励

- ＊レジ袋を削減するために、マイバッグを奨励しましょう。
- ＊リサイクル品の回収に協力しましょう。
- ＊公共交通機関の利用をよびかけましょう。
- ＊環境にやさしい製品のPRに取り組みましょう。



広告・営業方法

- ＊敷地内は緑の多い景観にしましょう。
- ＊看板や照明に関してはその地域の景観に沿うものにしましょう。
- ＊大型店舗に関しては渋滞解消や駐車がスムーズにできるよう検討してみましょう。
- ＊深夜の営業は周辺住民への騒音や振動等の問題となるため配慮しましょう。

6-2 飲食店

電 気

- *過剰な照明設置は避けましょう。
- *照明は省エネ商品を選びましょう。
- *ブラインドで光や温度を調節しましょう。
- *温度設定は適温に設定しましょう。



水道・水質

- *トイレは節水型のものにしましょう。
- *調理場等で使用する水についても節水を心がけましょう。
- *水質汚濁の原因となるものはそのまま流さず、適切に廃棄しましょう。
⇒食用油などの油分
- *洗剤は適量を守りましょう。
- *食器洗浄機は、一度に洗う量を守り、少量の場合は手洗いで節水しながら行いましょう。



▼【魚がすすめる水質に戻すために必要な水の量】

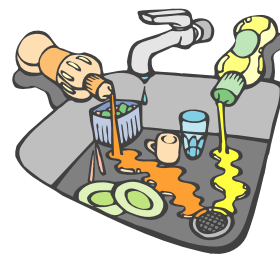
排 水	廃棄量 (mℓ)		必要な水の量 (ℓ)	浴槽 (300ℓ)
みそ汁	おわん 1 杯分	200	1,230	4.1 杯
牛乳	コップ 1 杯分	200	4,800	16.0 杯
ビール	コップ 1 杯分	200	3,600	12.0 杯
ラーメンの汁	1 人分	300	2,460	8.2 杯
米のとぎ汁	1 回分	2,000	360	1.2 杯

資料：愛知県環境部調べ



廃棄物対策

- *使い捨て商品の使用は極力避けましょう。
- *使用する紙は環境負荷の少ないものや、再生紙を利用しましょう。
- *生ごみ等は十分に水分を切り適正処理しましょう。
- *分別を徹底してから適正処理しましょう。
- *ごみ置き場は密閉又は臭気処理設備の取り付けなど悪臭防止対策をとりましょう。
- *浄化槽からの悪臭防止のために定期的に清掃・管理を行いましょう。



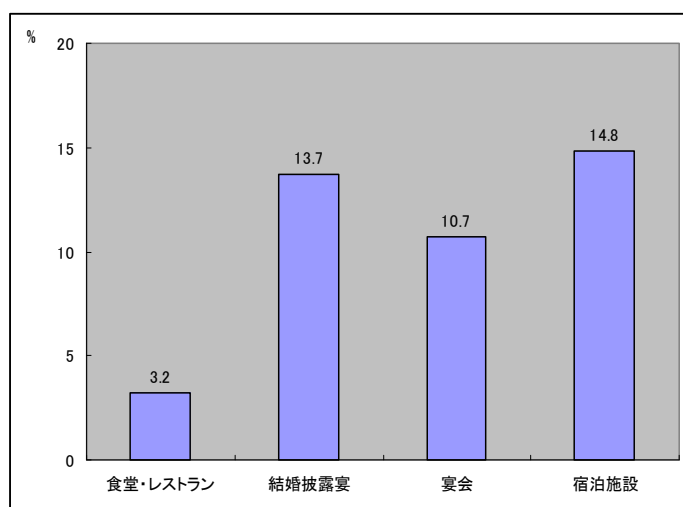
営業方法

- *車両の騒音及び振動防止のため、アイドリングストップを呼びかけましょう。
- *隣接する民家に気を配り、前向き駐車を呼びかけましょう。
- *深夜営業での過剰なライトアップは控え、電力消費削減に取り組みましょう。

▼【飲食店における食品ロス率】

⇒平成 21 年の食品ロス（食べ残し）率は
「食堂・レストラン」において 3.2%で、
お酒が伴う宴席で「結婚披露宴」13.7%、
「宴会」10.7%、「宿泊施設」14.8%で
した。

⇒食べ残した内容を見てみると、「食堂・レストラン」では野菜類、「結婚披露宴」では、果実類、「宴会」では米類、「宿泊施設」はスープ類が多く残されています。



資料：平成 21 年食品ロス統計調査（外食産業調査）結果概要

▼【食品ロスを減らすための取り組み】

- ・天候やイベント開催など来店者数に影響のある情報をもとに需要予測を行い、食材の仕入れや仕込みを行いましょう。
- ・食品ロスの実態や削減目標を明確にし、社内意識を向上しましょう。
- ・食品ロスの削減の具体的取り組みやスケジュールを決め、行動計画を策定し、可能な限り環境報告書等で公表しましょう。

7 サービス業

7-1 クリーニング・理美容業

水道・水質

- * 不要な水の出しっぱなしはやめましょう。
- * 洗剤は環境負荷の少ない製品を選びましょう。
- * 洗剤は適量の使用を守りましょう。
- * 細かな糸くず等の廃棄物も排水溝に流さず、途中で回収できるようにしましょう。

7-2 自動車整備販売業

廃棄物対策・管理

- * 自動車を保有することに責任を持ち、法規制を守り適切に処分しましょう。
- * 再利用可能な製品はリサイクル・リユースなど有効活用をしましょう。
- * 違法な改造、車検等は受け付けないようにしましょう。
- * オイルや薬品等が流出しないように管理しましょう。
- * 有害物質の放置は水質汚濁、また土壌汚染の原因になるのでやめましょう。
- * 洗車に使用する洗剤は環境負荷の少ない製品にしましょう。
- * 洗車は適量の洗剤で行いましょう。

低公害車等の利用促進

- * 低公害車・低燃費車の普及に取り組みましょう。
- * 環境にやさしいエコドライブの実施を呼びかけましょう。
- * 環境負荷の少ない商品を販売しましょう。



7-3 宿泊施設・遊技場等

廃棄物対策

- *生ごみは水分を切り、適切な管理をし、速やかに処理をしましょう。
- *調理により排出されるごみの減量化に努めましょう。
- *大量の廃油はそのまま捨てず、再生業者に委託し、再利用に努めましょう。
- *調理くずや残飯を有効活用しましょう。
- *割り箸はパルプの原料になるため、できるだけ回収をしましょう。
- *排出されるごみの分別は徹底して行いましょう。
- *油分の混じった排水を出さないため、油はふき取ってから洗うようにしましょう。

▼【生ごみの再資源化にかかる事例】

	運営主体・所在地	利 用 手 法	概 要
事例 1	富山グリーンフードリサイクル(株) 富山県富山市	バイオガス化 たい肥化	家庭系生ごみや事業系食品廃棄物をメタン発酵させ、バイオガス化する。 バイオガスは、マイクロガスタービンによる発電に利用し、熱は発酵槽に還元、電気は施設内で利用。発酵廃液を再利用しせん定枝やコーヒー、茶かすを混合し、たい肥化。 たい肥は、地元の農業法人や造園業者に還元。

資料：環境省 中部地方環境事務所

▼【植物性廃油のリサイクル】

⇒植物性廃油を捨てずにリサイクル業者に引き取ってもらいましょう。

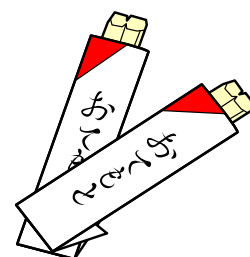
- ・回収された廃油は、精製するとBDF(バイオディーゼル)燃料になり、ボイラーやディーゼルエンジン等に使用できます。またこの燃料はクリーンで安価な燃料となります。
- ・回収された廃油は、BDF 燃料だけでなく、洗剤・石鹸、塗料、肥料・飼料に生まれ変わり、排出されるごみ、CO₂の削減に貢献します。

▼【割り箸のリサイクル】

- ・使用済みの割り箸を回収し、紙の原料パルプとして有効利用しましょう。
- ・割り箸は乾かしてダンボールに並べて詰めて、製紙業者へ持っていきましょう。
- ・輪ゴムや竹箸、塗り箸、紙等は混入しないようにしましょう。
- ・その後、粉碎された割り箸はパルプの原料になります。

＜使用済みの割り箸受け入れ工場＞

愛知県春日井市王子町1 王子製紙(株)春日井工場 環境管理室
電話 0568-85-2310



営業方法

- *周辺の景観保全に協力しましょう。
- *深夜のカラオケ使用に備えて、防音等の設備を整えましょう。
 - ⇒出入口は二重にしましょう。
 - ⇒防音材を適所に設置しましょう。
 - ⇒建物に隙間などがないよう調べましょう。
- *深夜営業の際は、照明を抑えるなどの配慮をしましょう。
- *営業に伴う騒音対策を施しましょう。
- *店舗周辺の清掃活動を行いましょう。



7-4 医療・福祉業

廃棄物対策

- *医療器具等の廃棄処分は、適切に処理できる専門業者に委託しましょう。
- *ごみの分別収集を徹底しましょう。
- *廃棄物抑制につなげるため、使用品は正しく無駄がないように使用しましょう。

水道

- *薬品の過剰使用は避けましょう。
- *器具の洗浄に使用した排水は適切に処理しましょう。



8 廃棄物処理業

廃棄物処理業

収集運搬

- * 運搬中に環境汚染がないよう、廃棄物の取扱い及び管理の徹底・技術の向上を図りましょう。
- * 事業系一般廃棄物の古紙等の再資源化のため、関係事業者と連携し効率的な回収システムを構築しましょう。
- * 生垣や花だんを設け、施設周辺の植栽等、周辺環境と景観の調和を図りましょう。
- * 作業時の騒音・振動問題の対策をとりましょう。
- * 使用する車両は低燃費型や BDF 燃料使用車両を導入しましょう。
- * 運搬に使用した車両や機材は適切に洗浄し周辺環境への汚染がないようにしましょう。

中間処理

- * 住宅地、学校、公共施設など生活環境に著しい影響を与える可能性がある地域への立地は避けましょう。
- * 大気汚染、悪臭、騒音、振動、土壌汚染、水質汚濁の防止に十分な措置をとった施設にしましょう。
- * 分別・処理の各段階において有害物資による環境汚染を発生させないようにしましょう。
- * 処理時に資源となるもの（動物のふん尿、鉄くず等）は再生率が高いので分別を行い資源化に努めましょう。
- * 廃棄物に含まれる資源をできるだけ分別し、資源として再利用しましょう。

最終処分

- * 焼却時に発生するエネルギーの有効利用を図りましょう。
- * それぞれの処分場に定められた廃棄物の処理を行いましょう。
- * 水質（地下水や排水、浸出水等）・土壌・大気等について汚染がないか、監視できる体制や設備を整えましょう。
- * 再資源化可能な搬入物に関して受入をしないような体制をつくりましょう。
- * 最終処分場の延命化のため、焼却灰等の再資源化技術の開発等を検討しましょう。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例

愛知県では、廃棄物処理に対する県民の信頼向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を補う観点から、土地所有者や排出事業者の責務の拡大、廃棄物処理施設に関する情報の開示、焼却施設への規制の強化などを盛り込んだ条例を平成 15 年に制定しています。

事業者は、法律と条例の適正な運用を図り、県民の生活環境の保全に努め、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業者は、廃棄物に関する法律や条例を違反した場合、厳しい罰則により規制されています。

東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例

東浦町では、産業廃棄物処理施設の設置等が事業者及び関係住民等の理解の下に地域の環境への影響及び安全性の確保に配慮して行われることを促進し、町民の良好な生活環境の保全に資することを目的に条例を平成 21 年 6 月 18 日に制定しました。

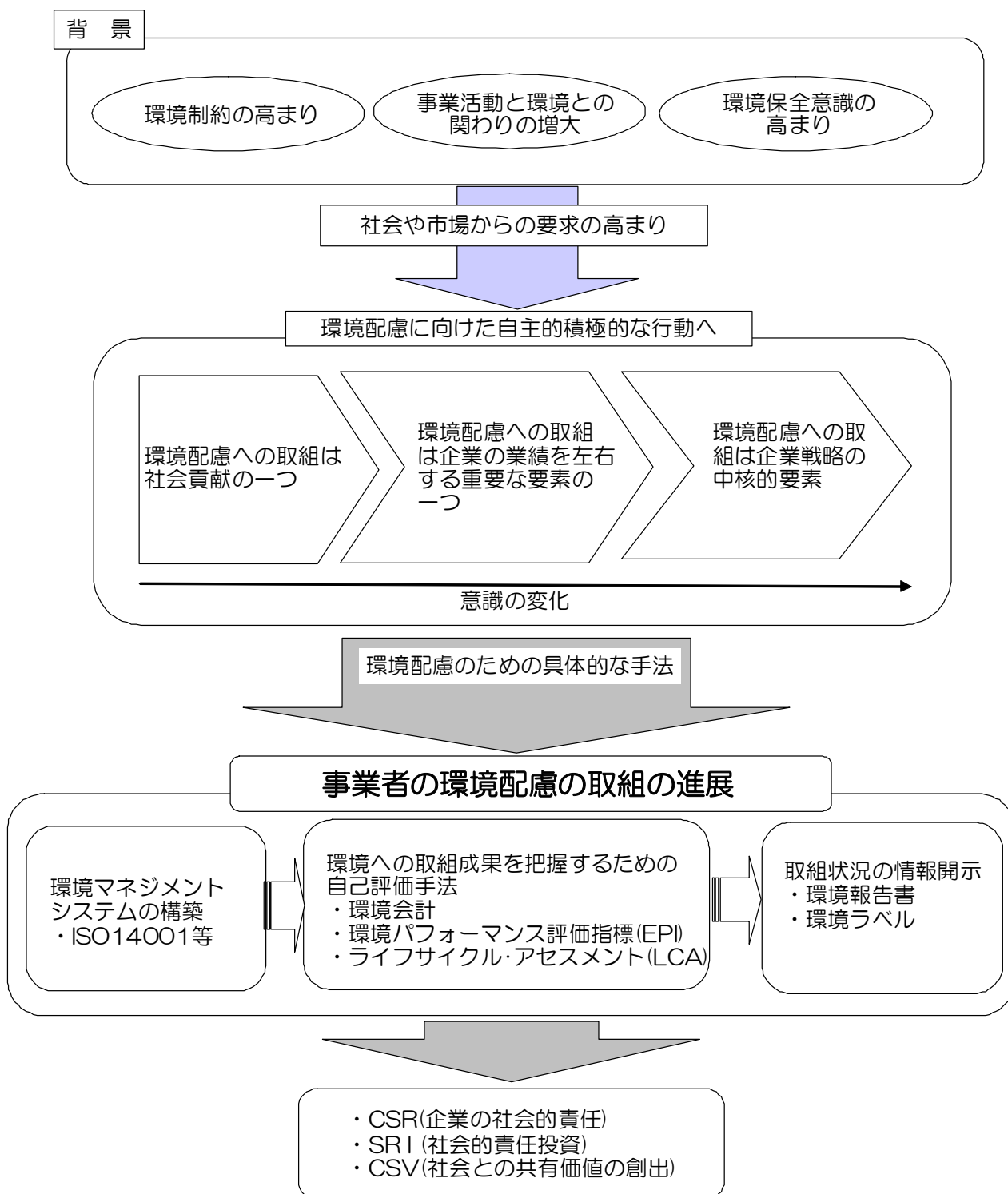
事業者は、産業廃棄物処理施設の設置等をしようとするときは、環境への影響について必要な調査を行い、その影響を防止するために必要な措置を講じ、産業廃棄物処理施設が、周辺の環境への影響を防止するに足りるものとして規則で定める基準に適合するようにしなければなりません。

そして、産業廃棄物処理施設の設置等に係る法令等に基づく許可、認可等の申請又は届出をしようとする前に産業廃棄物処理施設設置等事業予定計画書を町長に提出しなければなりません。



ステップアップ

【企業における環境配慮の考え方の深化】



資料：環境省参考

▼ここでは、事業所内での環境保全活動に加えて、今後、ぜひとも取り組んで欲しい項目をいくつか挙げてみました。

STEP 1：環境会計

⇒環境会計とは、

企業が環境保全・管理活動にいくらコストがかかるか、またその活動によってどの程度環境への負荷軽減の効果を得たかを、定量的に把握・測定・評価するための手段です。この活動にかかるコストは環境目的のものすべてを含みます。それらは人件費・省エネ機材の導入・廃棄物処理など多岐にわたります。

- ①目標を定め環境保全コストの算出
- ②実際にかかった環境保全コスト
- ③環境保全により得られた効果を定量的（貨幣・物質質量）に算出



効 果

- ・ 環境保全に取り組み、明確な数値を示すことにより、事業所内での環境保全に対する意識が向上し、それによる経営効果もみられる。
- ・ 消費者に環境保全に対する積極的な姿勢と数値情報を公開することで適切な企業評価が得られる。
- ・ 企業の社会的責任のひとつを果たすことにもつながります。

STEP 2：環境パフォーマンス

⇒環境パフォーマンスとは、

環境配慮を効果的に進めていくための、

- ①事業活動による環境への負荷
 - ②事業活動による環境への負荷に係る対策の成果
- のことを指します。

この情報を提供する際の基準として必要となるのが「環境パフォーマンス指標」です。これは環境会計の中にも盛り込まれています。指標のガイドラインは、環境省により定められており、これらの情報を正確に比較・評価することができます。

効 果

- ・ 適切な環境パフォーマンス指標を選択でき、意義ある環境保全活動を行うことができる。
- ・ 環境パフォーマンス指標を環境報告書等に盛り込むことにより、外部に環境情報を提供できる。

STEP 3：環境報告書

⇒環境報告書とは、事業者が

- ①環境保全に関する方針・目標・計画
- ②環境マネジメントに関する状況
(環境マネジメントシステム、法規制の遵守、環境保全技術開発等)
- ③環境負荷低減に向けた取り組みの状況
(事業所におけるCO₂排出量削減、廃棄物の排出抑制など)
について取りまとめ、一般に定期的に公開するものです。

効 果

- ・ 環境への取り組みに対する社会的説明責任を果たすことができる。
- ・ 消費者、地域住民、取引先等による関係者による環境コミュニケーションが促進される。
- ・ 環境保全に向けた取り組みの自主改善ができる。
- ・ 事業者や従業員の意識付け、行動促進ができる。
- ・ 社会的信用を得ることができる。

STEP 4：企業の社会的責任(CSR)

⇒企業の社会的責任とは、事業活動において、

- ①自社利益を追求するだけでなく、社会に与える影響に責任を持つ
- ②消費者、従業員、取引先、地域社会等からの要求に対し、適切な意思決定をする。

⇒環境保護活動以外にも、労働、安全性、社会貢献などに関する情報や事業活動に伴う環境負荷など幅広く公開します。

効 果

- ・ 企業の社会的業績として、企業の価値を高める。
- ・ 企業経営そのものが、付加価値となる。
- ・ 消費者の価値観が変わり、企業理念やコンセプトを重視し商品を選ぶようになる。
- ・ 企業活動がグローバル化し社会に与える影響も規模も大きくなる。

STEP 5:社会的責任投資(SRI)

⇒社会的責任投資とは、

企業の経営面のみならず、加えて事業者が社会的責任（環境保護活動・人権擁護・地域社会への貢献など）を果たしているかなどの社会性を重視した上で投資を行うことを指します。

⇒ここでの投資家とは、株主だけでなく一般の消費者や地域住民など広義の意味で使用されています。

効 果

- ・社会貢献に投資できる。
- ・信頼できる投資先を見極めることができる。
- ・環境問題の課題解決に貢献できる。
- ・社会的貢献度が高く、信頼できる企業として認められる。

STEP 6:社会との共有価値の創出(CSV)

⇒社会と共有価値の創出とは、

企業による社会課題の解決と企業の利益、競争力向上を両立させ、社会と企業の両方に価値を生み出す取り組みを指します。

- ①企業特有の使命を果たし、事業を通じて社会の問題に貢献する。
- ②バリューチェーン(企業活動の中で生まれる付加価値)の競争力強化と社会へ貢献する。
- ③事業展開地域での競争基盤強化と地域への貢献を両立する。

⇒企業は、故意であろうとなかろうと、社会に与える影響について責任があり、社会の深刻な問題を社会の貢献と業績のための機会に展開する。

効 果

- ・社会問題を企業の事業活動と切り離して別の課題として見るのではなく、事業戦略と一体のものとして扱うことにより製品やサービスの提供に繋がる。
- ・企業としての特性を追求し理解することで効率性、経済性が上がる。
- ・社会に対しての企業のポジションを再定義できる。
- ・地域団体を支援することで、社会との間に強い関係を築き、長期的成果として、持続可能な競走上の企業を支える基盤を作ることができる。

—東浦町の環境目標—

自然とうるおいを大切にする
共生のまちづくり

- ① 多様な自然を守り育てる
- ② 自然とふれあう空間をつくる
- ③ 歴史・文化と調和したまちをめざす

いのちと健康を大切にする
安全のまちづくり

- ① 公害のないまちをめざす

ものとエネルギーを大切にする
循環のまちづくり

- ① 廃棄物の減量と資源化に努める
- ② 地球温暖化対策を推進する

住民と行政がともに汗を流す
協働のまちづくり

- ① 環境学習の充実を図る
- ② 住民・事業者の取組を促す
- ③ 町が環境保全行動をけん引する

平成 25 年 3 月改正

発行 東浦町生活経済部環境課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL0562(83)3111(代表) FAX0562(83)9756

HP <http://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/> Email kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp